

令和2年5月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和2年5月25日（月）午後1時30分～午後3時5分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 10名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員
4番 小松 弘之委員 5番 谷村 眞一委員 6番 西岡 豊委員
7番 川崎 一男委員 8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員
10番 山崎 修委員

4. 欠席委員 なし
5. 事務局 局長 中屋 秀志 次長 富士原 夏樹

6. 議案 第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
第3号議案 非農地証明願について

（開会時刻午後1時30分）

議長 （島巻会長の挨拶）

ただいまから5月定例総会を開会致します。

はじめに事務局より諸般の報告をお願いします。

事務局 はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中10名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。なお、本日の議案は、第1号議案農地利用最適化推進委員の委嘱について、承認後、新推進委員さんに島巻会長より農業委員会を代表して、委嘱状を交付していただきます。そして第2号議案農地法第3条許可申請について、第3号議案非農地証明願についての順にご審議いただく予定ですのでよろしく願いいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは2番 細川委員 3番 藤岡委員をお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について、議題といたします。この件につきまして事務局より説明をいたします。説明の間、休憩いたします。

事務局 第1号議案農地利用最適化推進委員の委嘱について、説明いたします。昨年の12月20日～今年1月16日まで、農業委員会委員とともに農地利用最適化推進委員を佐喜浜町から羽根町まで10の地区に分けて募集しましたところ、本日お配りの資料1のとおり10名の定数に対して各地区1名ずつのちょうど10名の応募をしていただきました。推進委員については、新体制の農業委員会が委嘱する事となっております。そのため、農地利用最適化推進委員候補者審査会設置要綱に基づき、先週の20日(水)に審査委員会を開催させていただきました。会長、職務代理、副会長、事務局長の4名で、それぞれの推進委員応募者について審査していただいた結果、応募者すべての方について推進委員としての資格・適性があるため、10名全員の皆様に推進委員をお願いしたいという、審査会での結論となりました。この事につきまして、同設置要綱第2条及び室戸市農地利用最適化推進委員に関する規程第7条より、こちらの総会でご承認いただきたいと思います。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、第1号議案について、説明がございました。資料1の3番目の室戸1地区の久保 壯一さんと吉良川3地区の下司 長広さんが新しく応募いただいた方で、吉良川2地区の海老川さんは同じ地区担当の農業委員として活動されておりました。以上により3名の新しい方々と7名の前回に引き続き応募いただいた方々となっております。
このことにつきまして、ご質問はありませんか。

(な し)

議 長 ないようでございますのでお諮りします。10名の農地利用最適化推進委員の委嘱について、承認の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、この10名の方々を推進委員として委嘱することに決定いたします。ありがとうございます。

議 長 それでは、第2号議案の審議に入る前に、これより推進委員さんに入室していただき、委嘱状の交付を行います。委嘱状交付準備のため、休憩いたします。

(推進委員10名着席)

(委嘱状の交付式)

中屋局長 ただ今より、本日付けで農地利用最適化推進委員に、ご就任いただくみなさまへ、農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づき、室戸市農業委員会 島巻会長から委嘱状の交付をさせていただきます。
私の方から議席順にお名前をお呼びしますので、呼ばれた方は時計回りで、演壇の方へお願いいたします。

(会長より推進委員10名に委嘱状の交付)

中屋局長 それでは、島巻会長より挨拶をお願いします。

(会長挨拶)

中屋局長 ありがとうございました。
次に、席順1番の委員さんから自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

中屋局長 どうもありがとうございました。それでは、ここで事務局の紹介をいたします。

(事務局紹介)

会 長 それでは、委嘱式の方はこれで終わらせていただき、第2号議案へ審議を進めさせていただくこととなりますが、その前にみなさま方の手元に、事務局より「室戸市農業委員会業務について」という資料をお配りしております。そのことについて、事務局より説明いたします。

事 務 局 （「室戸市農業委員会業務について」の資料の説明）

議 長 それでは、続きまして、第2号議案 番号1 農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第2号議案番号1 農地法第3条許可申請について説明いたします。申請地は羽根町字赤木谷の3筆で、登記地目はいずれも田、現況地目も田となっており、申請面積は519㎡、442㎡、416㎡の3筆で計1,377㎡となっております。本申請の申請人は議案書記載のとおりで、贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

10 番 19日に吉川推進委員と私と事務局の3人で、確認しております。場所
山 崎 については議案書をご覧ください。農地はトラクターで整地され、申請
者も非常にまじめな方であり問題ないと思われますので、よろしく願
いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問の
ある方はお願いいたします。

(なし)

議 長 無いようでございますので、お諮りします。
第2号議案 番号1 農地法第3条許可申請について、ただいまの意見に
賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに、決定致します。

議 長 続きまして第3号議案 番号1 非農地証明願の件について議題とい
たします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事務局 第3号議案番号1の申請地は、室戸岬町字高岸の2筆で面積がそれぞれ522㎡、462㎡、農用地区域外であり登記地目は田、現況地目は原野となっています。申請人は議案書記載のとおりです。当該地は、昭和46年10月申請者の祖母が亡くなり、申請者の父が相続しましたが、平成4年にその父も亡くなったために申請者が相続しましたが、40年以上農地として使用していないため、農地への復旧が困難との事です。非農地証明後は、同地区の方に所有権を移転される予定とのことです。昨年4月の総会で、農用地区域からの除外の承認後、高知県農業基盤課へ除外の協議を行っておりました。今月の5月8日付けで県より農用地区域からの除外の同意を得られ室戸市が5月11日付けで除外の公告をしたことから、こちらの非農地証明願の申請を受理し、ご審議いただく運びとなっております。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの現地確認等の報告をお願いします。

5番 第3号議案 非農地証明願 番号1について説明します。19日の午前11時分に中島推進委員と事務局富士原次長と私と代理人の中島さんの立会いのもと確認してきました。事務局の説明のとおり農地への復旧は困難と思われるので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。担当地区委員さんの報告がございました。ただいまの説明について、何かございましたらお願いします。

(なし)

議長 無いようでございますのでお諮りします。

第3号議案 番号1について、非農地と証明することについて賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって非農地と証明することに決定致します。

議 長 続きまして、第3号議案 番号2及び番号3の非農地証明願の件について議題といたします。こちらの議案の番号2及び番号3につきましては、地区担当委員が同じであることから、番号2及び番号3を事務局より一括で説明し、地区担当委員さんの説明についても、番号2及び番号3について西岡委員に、一括しての説明をお願いします。説明の間、休憩します。

事 務 局 第3号議案番号2 非農地証明願の申請地は、領家字ハイガヤシキ3筆と同字東谷の1筆の計4筆で面積がそれぞれ393㎡、297㎡、608㎡、350㎡で農用地区域外です。登記地目はそれぞれ田、現況地目は山林となっています。申請人は議案書記載のとおりです。当該地は、申請者の祖母が50年程前に杉等を植林したため、農地への復旧が困難となっております。

事 務 局 続きまして、第3号議案番号3 非農地証明願の説明に移ります。申請地は、室津字向ノ谷の計5筆で面積がそれぞれ360㎡、92㎡、165㎡、142㎡、148㎡の計5筆で合計902㎡、農用地区域外です。登記地目はそれぞれ畑、現況地目は山林となっています。申請人は議案書記載のとおりです。当該地は、昭和5年頃に耕作を廃止したため雑草・雑木が生

い茂り、山林化したため、農地への復旧が困難となっております。こちらの農地も番号1と同様に農用地区域からの除外が完了したところです。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんより、番号2及び番号3の説明を一括してお願いします。

6 番 第3号議案番号2について説明します。場所につきましては議案書をご覧ください。4筆の土地が隣接しておりまして、5月19日に竹崎擴推進委員と事務局富士原次長と代理人と私で現場を確認しております。先程事務局から説明があったようにだいぶ前に杉を植林したということで、杉の直径は20・30cmから50cmくらい太っており、現状から判断しますと田での耕作は不可能であるというふうに確認しております。それから番号3でございしますが、場所につきましては、市道河内線の稲石と長野集落の間くらいの室津川の対岸にございまして、20日に竹崎擴推進委員と事務局富士原次長と代理人と私とで現場の確認をしております。だいぶ前から畑として使用しておりませんし、大きな落木が乱立しておりまして、現状山林の状態です。落木も幹が50cm程ありまして、畑としては耕作が不可能であると確認しておりますので、審議の方をよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいま番号2と番号3について担当地区委員さんより説明をいただきました。この件について、何かご質問のある方はお願いいたします。

(な し)

議長 無いようでございますのでお諮りします。第3号議案 番号2につきまして、非農地として承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でございますので、番号2については非農地として証明することに決定致します。

議長 続きまして、第3号議案 番号3についてお諮りします。
非農地として承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号3につきまして非農地として承認することに決定致します。

議長 それでは、第1号議案から第3号議案までの審議が終了いたしました。
その他の件で、農業委員・推進委員のみなさま何かございましたらお願いいたします。

(なし)

議長 特別ないようでございますので、事務局より、その他の事務連絡をいたします。

事務局

(その他の事務連絡)

議 長 他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を谷村職務代理
よりお願いします。

(谷村職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後3時5分)